

多摩市告示第**四百八十九**号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和七年十二月十日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号	路線名	区域変更区間		区域変更区間に関する		備考
一	一―三二一―号線	東寺方一丁目一四―一九地先 東寺方一丁目一四―一九地先		幅員（m）	延長（m）	一部の区域変更
				旧	新	
				六・〇〇〃六・〇〇	六・〇〇〃六・〇〇	
					二・四七	

二 区域変更期日 令和七年十二月十日